

特定任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 116 号

特定任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 特定任期付職員の給与の特例に関する規則（平成26年名古屋市規則第 75号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「1,000 分の 995」の次に「と、「特定管理職員にあっては、1,000 分の 1,065 から 1,000 分の 1,500」とあるのは「特定管理職員（同号に掲げる職員を除く。）にあっては 1,000 分の 1,065 から 1,000 分の 1,500 まで、同号に掲げる職員にあっては 100 分の 69 から 100 分の 102」」を加える。

第 2 条 特定任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（勤勉手当に関する特例）

第 3 条 特定任期付職員に対する期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）第15条の 3 第 1 号の規定の適用については、同号中「特

定管理職員にあっては、10,000分の10,525から10,000分の14,875」とあるのは、「特定管理職員（前条第1項第13号に掲げる職員を除く。）にあっては10,000分の10,525から10,000分の14,875まで、同号に掲げる職員にあっては10,000分の6,775から10,000分の10,075」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。